

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定申請に係る提出書類一覧

提出書類		訪問型サービス			通所型サービス	
		新規		更新 (注6)	新規	更新
		国基準 訪問型 サービス	基準緩和 訪問型 サービス			
1	指定申請書	○	○	○	○	○
2	付表(指定に係る記載事項等)	○	○	▲	○	▲
3	申請者の登記事項証明書又は条例等	○	○	▲	○	▲
4	事業所の位置図、平面図、施設の外観・内部写真 (複数の事業所がある場合は各事業部分ごとに色分け 要、各部屋面積を平面図上に明記すること)(注1)	○	○	▲	○	▲
5	設備・備品等に係る一覧表	—	—	—	○	▲
6	事業計画書(利用者数がわかるもの)	○	○	○	○	○
7	運営規程、重要事項説明書、利用契約書、個人情報に 関する同意書	○	○	▲	○	▲
8	利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要 (記録と保管方法が明記されていること)	○	○	▲	○	▲
9	サービス提供実施単位一覧表	—	—	—	○	▲
10	生活相談員の経歴書	—	—	—	○	▲
11	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (就業規則、雇用契約書等の雇用を担保する書類、資 格証明)	○	○	▲	○	▲
12	収支予算書	○	○	—	○	—
13	誓約書	○	○	○	○	○
14	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制 届出書及び状況一覧表	○	○	▲	○	▲
15	介護支援専門員の氏名及び登録番号	○	○	▲	○	▲
16	非常災害対策に関する計画 (消防計画及び風水害、地震等の災害対処計画)	—	—	—	○	▲
17	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	○	○	—	○	—
18	現に効力のある介護サービスの指定書の写し	(注5)	(注5)	○	(注5)	○
19	その他愛南町が必要として求めた資料	○	○	○	○	○

(注1) 新築の場合:建築基準法第7条第5項の規定による検査済証、消防法第17条の市消防用設備等検査済証

既存施設の改修の場合:建築物関連法令協議記録(建築基準法6条の2第1項の規定による確認済証)

借地・借家の場合:賃貸借契約書

自己所有の場合:土地・建物の登記簿謄本の原本又は登記申請書の写し

(注2) 地域密着型サービス等と介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請を同時に行う場合は、重複する書類は省略可

(注3) 国基準訪問型と基準緩和型の指定申請を同時に行う場合、重複する書類は省略可

(注4) ▲…愛南町への届出事項に変更がなければ省略可

(注5) 訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護事業者として指定を受けている場合はその指定書の写し

(注6) すでにどちらかの訪問型サービスの指定を愛南町で受けている場合は指定更新と同じ